



広島県報

定期
第75号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

地籍調査に伴う字の区域の変更	1	(地域づくり推進室)
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	1	(環境対策室)
海岸保全区域の指定	3	(漁港漁場整備室)
道路の区域変更(二件)	3	(道路河川管理室)
道路の供用開始	4	"
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可	4	(下水道室)
公 告		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	4	(文化・県民協働室)
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(四件)	5	(地域産業振興室)
開発行為に関する工事の完了	6	(建築指導室)
土地改良区の役員就任及び退任	6	(東広島地域事務所)
選挙管理委員会告示	7	
不在者投票のできる施設の指定	7	
公安委員会告示	7	
遊技機の型式の検定の告示	7	
指定講習機関の代表者の変更の告示	8	
運転免許取得者教育の認定を受けた者の代表者の変更の告示	8	
正 誤		
平成十八年九月二十一日付け広島県報(定期)第七十一号中広島県公告の訂正	8	(地域産業振興室)

告 示

広島県告示第八百六十五号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によつて、府中市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、府中市長から届出があつた。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄	下 欄
行実 字 耕 地 部 番	山 林 部 字
四九六	穴ヶ迫
切田 字 耕 地 部 番	平 迫 字
五六九、乙五六九、五七三、五七四、五七五、五七六、五七九の二、五七九の二、五八〇の一、五八〇の二、五八一、六五三、六八五の三、六八五の五、六八六の三、六九〇の二、六九〇の三	平 迫
七二六の一の一部、七三二の五	上 高
乙七三七	薄 古
高 原 字 山 林 部 番	耕 地 部 字
二八三の四	切 田
平 迫 字 耕 地 部 番	上 高
三六二の二、三七一の一、三九四の八、三九六の一六、三九七の二、三九七の二、三九八、四〇〇の四、四〇〇の五	上 高

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路水路である国有地の全部を含む。

広島県告示第八百六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があつたので、同条第四項の規定によつて、その概要を次のとおり

No.	排水口				項目	通常	最大
	浮遊物質量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度（単位・水素指数）			
1	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	六・八〇・八・六	六・八〇・八・六
2	排出水の一立方メートル	単位・リットルにつきミリグラム				四二〇	五〇七

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年十月五日から平成十八年十月二十五日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県呉地域事務所厚生環境局環境管理課並びに呉市環境部環境管理課

広島県告示第八百六十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一〇一）第三条第一項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

倉橋漁港海岸

二 地区海岸名

須川西地区海岸

三 区域

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から補助点四の一、二の一、一及び基点一の各点を順次結んだ線で囲まれた区域

四 点の位置

基準点 北緯三四度〇五分二九秒七七四三、東経一三三度二九分二五秒四八四四の点

基点一 基準点と同じ点

基点二 北緯三四度〇五分二九秒六二九一、東経一三三度二九分二二秒九〇二四の点

基点三 北緯三四度〇五分二九秒七〇一三、東経一三三度二九分二二秒六三二七の点
 基点四 北緯三四度〇五分二九秒九一五〇、東経一三三度二九分二二秒二九二四の点
 補助点一の一 北緯三四度〇五分二八秒四七九〇、東経一三三度二九分二五秒五八九六の点
 補助点二の一 北緯三四度〇五分二八秒三一七一、東経一三三度二九分二二秒七一〇四の点
 補助点四の一 北緯三四度〇五分二八秒四一六六、東経一三三度二九分二二秒三三六八の点

広島県告示第八百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年十月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲田作木線

三 道路の区域

区 間	新旧		延長	備考
	新	旧		
安芸高田市高宮町川根字谷口二二六九番二地先から 安芸高田市高宮町川根字谷口二二六九番一地先まで	四・八〇、 二七・六〇	三・八〇、 三〇・〇〇	二六〇・〇〇 一八二・二〇	ダブルウェイ 不用物件延長 メートル 八四・〇〇メ

広島県告示第八百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年十月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
一般国道
- 二 路線名
三七五号
- 三 道路の区域

区 間	新旧		延 長	備 考
	新	旧		
東広島市黒瀬町丸山字日ノ詰一四四四番五地先から	八・五〇	八・五〇	四六・五〇	
東広島市黒瀬町丸山字日ノ詰一四四一番地先まで	二一・〇〇	二一・〇〇	四六・五〇	拡幅

広島県告示第八百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年十月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市黒瀬町丸山字日ノ詰一四四四番五地先から東広島市黒瀬町丸山字日ノ詰一四四一番地先まで	平成十八年一月五日

広島県告示第八百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第千八十一号世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道の事業計画の変更を認可

した。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称
世羅町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
世羅甲山都市計画下水道事業世羅公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十二年七月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
世羅郡世羅町大字川尻字時森、大字小世良字迫谷

世羅郡世羅町大字川尻字時森、大字西上原字天神鼻、字野市、字隅田川、字信実、字沖ヶ原、字太郎丸、字馬上、字鎌倉、字流、字円光地、字宮田垣内、大字甲山字出口、字甲山、大字小世良字今市、大字本郷字川口、字田龍、字音丸、字平帽子、字広瀬、字今東、字金田、大字東神崎字大田

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ITC広島	志多木義浩	広島県広島市西区観音本町一丁目一〇番一四四〇三号	この法人は、経営安定化のために戦略的情報化・経営革新・業務改善を切望している企業経営者とそれに対して、経営者と専ら	その他の事業の廃止及び非営利活動に係る事業の追加	平成十八年九月二十六日

特定非営利活動法人呉聖隷福祉会	杉田 穰	広島県呉市焼山本庄二丁目九番六号	この法人は、呉市内及び周辺町に居住する高齢者及び痴呆性高齢者その他支援を必要とする人々に対して、博愛精神を基本において、介護・福祉サービスを提供し、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。	役員数の変更	平成一八年九月二七日
-----------------	------	------------------	--	--------	------------

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグラン西条駅前

2 所在地

東広島市西条栄町七番五号

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十八年十月五日から平成十八年十一月六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模

小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグラン東広島

2 所在地

東広島市西条町御園宇四四〇五番地

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十八年十月五日から平成十八年十一月六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

フジグラン東広島(別棟)

2 所在地

東広島市西条町御園宇四三〇二番地

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

2 縦覧期間
東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

平成十八年十月五日から平成十八年十一月六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ヴェスタ高屋店

2 所在地

東広島市高屋高美が丘四丁目三四番一

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十八年十月五日から平成十八年十一月六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市御調町本字柳原六五一番一、六五三番一、六五三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市清水四五〇一番地一

株式会社コメリ

代表取締役社長 捧 雄一郎

賀茂郡福富町竹仁土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年十月五日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

(就任役員)

職名	氏名	住所
理事	渡邊 正信	東広島市福富町上竹仁八九八
	水脇 勝喜	東広島市福富町上竹仁一〇八三
	大石 雍之	東広島市福富町上竹仁二七二
	早志 幹三	東広島市福富町上竹仁一六〇七
	住田 嘉憲	東広島市福富町下竹仁四二九
	久保田 睦男	東広島市福富町下竹仁九九五
	児玉 一義	東広島市福富町下竹仁二一九〇
	杉原 晃	東広島市福富町下竹仁一九四二六
	松井 豊	東広島市福富町下竹仁二六四八
	牛尾 英繼	東広島市福富町下竹仁三三三三
	出島 康彦	東広島市福富町下竹仁二二七七
	玉田 一生	東広島市福富町下竹仁一〇七五・二
監事	須山 正行	東広島市福富町上竹仁五七八
	安田 義明	東広島市福富町下竹仁三三九五
	栗本 幸夫	東広島市福富町下竹仁二六六八

(退任役員)

職名	氏名	住所
理事	渡邊 正信	東広島市福富町上竹仁八九八
	水脇 勝喜	東広島市福富町上竹仁一〇八三

大石 雍之	東広島市福富町上竹仁二七二
早志 幹三	東広島市福富町上竹仁一六〇七
住田 嘉憲	東広島市福富町下竹仁四一九
久保田 睦男	東広島市福富町下竹仁九九五
児玉 一義	東広島市福富町下竹仁二一九〇
杉原 晃	東広島市福富町下竹仁一九四一六
松井 豊	東広島市福富町下竹仁一六四八
牛尾 英繼	東広島市福富町下竹仁三三三三
藤金 智	東広島市福富町下竹仁五六六一
須山 正行	東広島市福富町上竹仁五七八
安田 義明	東広島市福富町下竹仁三三九五
栗本 幸夫	東広島市福富町下竹仁一六六八

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十八年十月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

施設の種別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護老人福祉施設あいあい	府中市枝が丘三丁目二番一	平成一八年九月一九日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第80号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年10月5日

広島県公安委員会 委員長 高須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種別	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0440	告示の日(平成18年10月5日)から3年間	回胴式遊技機	リンダの狙いうち	アイジーケー株式会社 代表取締役 泉 善幸 (東京都大東区松が谷一丁目3番5号JPR上野イーストビル7階)	左同
6S0444	同上	同上	マイキョウカイG	サミー株式会社 代表取締役 片本 通三 (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60)	左同
6S0712	同上	同上	カ道山S	同上	左同
6S0618	同上	同上	ダンスクワッドオールドマシン	同上	左同
6S0427	同上	同上	マジラG	同上	左同
6S0791	同上	同上	スーパーマシン2X	同上	左同

広島県公安委員会告示第81号
 指定講習機関に関する規則 (平成2年国家公安委員会規則第1号) 第4条第1項の規定により、指定講習機関である株式会社広島県尾道自動車学校から次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。
 平成18年10月5日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 変更の内容
 新代表者 迫 田 祐 祐
 旧代表者 亀 田 康 徳
- 2 変更年月日
 平成18年9月3日

広島県公安委員会告示第82号

運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号) 第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である株式会社広島県尾道自動車学校から次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。
 平成18年10月5日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 変更の内容
 新代表者 迫 田 祐 祐
 旧代表者 亀 田 康 徳
- 2 変更年月日
 平成18年9月3日

正 誤

平成十八年九月二十一日付け広島県報 (定期) 第七十一号に登載の広島県公告 (大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要) の一部を次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
四	上	後ろから四	平成十八年九月二十一日から平成十八年九月二十三日まで	平成十八年九月二十一日から平成十八年十月二十三日まで
四	下	一五	平成十八年九月二十一日から平成十八年九月二十三日まで	平成十八年九月二十一日から平成十八年十月二十三日まで

商工労働部産業振興局地域産業振興室長



広島県報

定期第75号

付 録

発行者 広 島 県
 発行所 広島県総務部
 総務管理局文書法制室
 購読料 月額 2,700円

平成十八年 七月分目録

定期 (第四十九号から
第五十七号まで)
号外 (第一百十号から
第一百十八号まで)

日 号 外 ページ	〇 条 例
六 六	職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
六 七	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例
二	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
三	広島県手数料条例の一部を改正する条例
三	広島県税条例の一部を改正する条例
三	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例
三	広島県立大野寮設置及び管理条例等の一部を改正する条例
三	広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
三	広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例
二	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
二	「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例
二	広島県立因島フラワーセンター設置及び管理条例を廃止する条例
二	広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例等の一部を改正する条例
一	〇 規 則
一	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
一	〇 告 示
一	平成十八年広島県告示第三百八十一号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を改正する告示

二	六六〇	平成十八年広島県告示第六百九十四号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額)の一部を改正する告示
二	六六一	自衛官の募集
二	六六二	家畜伝染病の発生
二	六六三	広島県土砂の適正処理に関する条例の規定の適用除外の決定
二	六六四	道路の区域変更
二	六六五	道路の供用開始
二	六六六	〃
二	六六七	都市計画事業の事業計画の変更の認可
二	六六八	生活保護法の規定による医療機関の指定
二	六六九	生活保護法の規定による施術者の指定
二	六七〇	生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更
二	六七一	生活保護法の規定による指定医療機関の廃止
二	六七二	特定計量器の定期検査の実施
二	六七三	道路の区域変更
二	六七四	〃
二	六七五	道路の供用開始
二	六七六	公の施設の指定管理者の指定
二	六七七	告示の廃止
一	六七八	平成十八年度から平成二十年までにおける放置車両の確認事務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等
一	六九八	救急病院等の認定
一	七〇〇	〃
一	七〇一	結核予防法の規定による医療機関の指定
一	七〇二	結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退
一	七〇三	解除予定保安林
一	七〇四	国土調査の成果の認証(市町村)
一	七〇五	救急病院等の協力申出の撤回

